

健康増進法の一部改正により

受動喫煙を防止するため

2020年4月1日より

屋内は全て「禁煙」となります。

(屋内の灰皿は全て撤去いたします。)

4月1日以降の喫煙場所は以下の通りです。

※1階屋外バッグ置場 左側

※2階ベランダ

※ティーイングエリア

(現行と同様カート走行中は禁煙)

喫煙マナーの遵守をお願いします。

呉羽カントリークラブ